

**有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び
定期点検の方法について
(第 2 次答申案)**

1. はじめに

地下水汚染の効果的な未然防止を図るため、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会での審議を経て、6 月 14 日に成立、6 月 22 日に公布されたところであり、今後、改正後の水質汚濁防止法（以下「改正水濁法」という。）の施行に必要な事項についての検討が必要となっている。

このような状況を踏まえ、平成 23 年 7 月 15 日、環境大臣から中央環境審議会会長に対して、「水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設となる対象施設並びに有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について」諮問された。諮問された内容のうち、有害物質貯蔵指定施設については 9 月 29 日に第一次答申としてとりまとめたところであり、本答申は、諮問された内容のうち、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」という。）に係る構造、設備及び使用の方法に関する基準（以下「構造等に関する基準」という。）の設定及び定期点検の方法について第二次答申として取りまとめたものである。

2. 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法について

平成 23 年 2 月 15 日付け中央環境審議会答申「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について」（以下「答申」という。）では、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による有害物質の漏えいが地下水汚染の原因の大半となっていること等を踏まえ、地下水汚染を未然に防止するためには、現行の水質汚濁防止法に基づく地下浸透規制に加え、有害物質を取り扱う施設・設備や作業において漏えいを防止するとともに、漏えいが生じたとしても地下への浸透を防止し地下水の汚染に至ることのないよう、施設設置場所等の構造に関する措置や点検・管理に関する措置が必要とされた。

これを踏まえ、改正水濁法では、新たに、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対し、施設に係る構造等に関する基準を遵守しなければならない義務が課せられた。ここで遵守すべき基準は、改正水濁法第 12 条の 4 において、「有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準」であり、具体的な内容は環境省令で定めることとされている。また、併せて、改正水濁法第 14 条第 5 項において、有害物質使用特定施設等について、「環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない」とされた。

ここでは、環境省令で定めるべき有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造等に関する基準及び定期点検の方法について、答申を踏まえ、事業者によって既に講じられている地下水汚染の未然防止に有効な対策を十分に踏まえること、既存施設における実施可能性にも配慮して定めること、及び業種や事業場毎に施設等の実態が異なること等を踏まえ必要な性能を定めることに留意して、構造等に関する基準を適用すべき対象、構造等に関する基準及び定期点検の方法の構成及び内容について審議した。

その結果、構造等に関する基準及び定期点検の方法については以下のとおりとすることが適当である。

(1) 構造等に関する基準の対象

次の事項について構造等に関する基準を規定する。

- ① 有害物質使用特定施設等の設置場所の床面及び周囲
- ② 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する設備（配管等及び排水溝等）
- ③ 有害物質使用特定施設等のうち地下貯蔵施設本体
- ④ 有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転

(2) 構造等に関する基準及び定期点検の方法の構成

有害物質を含む水の地下への浸透を効果的に未然防止できるよう、改正水濁法の施行後に新たに設置される施設（以下「新設の施設」という。）に係る構造等に関する基準を基本とする一方で、改正水濁法の施行の際に既に設置されている施設（設置の工事がなされているものも含む。以下「既設の施設」という。）については、実施可能性にも配慮した基準を設ける。また、既設の施設に対しては、改正水濁法の施行後3年間は構造等に関する基準の適用が猶予されることから、当該期間に関して必要な定期点検の方法を定める。

また、地下水汚染の未然防止に係る措置は、構造等に関する基準と定期点検の方法を独立して規定するのではなく、構造等に関する基準とそれに応じた定期点検の組み合わせにより規定することを基本とする。

具体的には、構造等に関する基準について、次のように、新設の施設を対象とした基準（A基準）、既設の施設の実施可能性にも配慮した基準（B基準）を設け、それぞれに対応した定期点検の方法を組み合わせるとともに、既設の施設について法施行後3年間で適用できる定期点検のみの措置（C基準）の3つの水準の措置を設け、新設の施設についてはA基準のみを適用対象とし、既設の施設については、A、B、C基準（C基準は法施行後3年間に限る）のいずれかの措置を適用する。

1) 新設の施設を対象とした措置（A基準）

新設の施設を対象とした構造等に関する基準を基本として、基準の内容を構成する。

これらの基準に適合していることを、基準の内容に応じて設定される定期点検によって確認する。

２）既設の施設を対象とした措置（Ｂ基準）

既設の施設に対する構造等に関する基準とする。点検頻度を高める等、基準の内容に応じて定期点検の内容をＡ基準に対応するものよりも充実した内容とすることを基本とする。

３）既設について改正水濁法の施行後３年間で適用できる措置（Ｃ基準）

既設の施設については、改正水濁法施行後３年間は構造等に関する基準の適用が猶予されることから、当該期間では、定期点検のみが適用される。このため、基本的には、新設の施設を対象とした基準及び既設の施設を対象とした基準（上記１）及び２））に対応する定期点検の内容よりも、点検頻度を高めるなど、定期点検の内容はより充実したものとする。ただし、可能な点検手法が構造や設備の条件から限られる場合には配慮する。

（３）構造等に関する基準及び定期点検の方法の内容

以上を踏まえ、構造等に関する基準及び定期点検の方法は別紙のとおりとすることが適当である。

３．今後の課題

今回定める構造等に関する基準及び定期点検の方法では、漏えいや地下浸透の有無を検知する方法が重要な位置を占めていることから、対象施設からの有害物質を含む水の地下浸透の有無を低コストで検知できる技術について、開発、実証、普及等を行うことを検討する必要がある。また、必要に応じ、特に中小事業者への当該技術の普及方策についても検討を行っていくべきである。

４．おわりに

今回の諮問事項に対し、構造等に関する基準及び定期点検の方法について、以上の通り結論を得たところである。

今後の新たな制度の施行に当たっては、構造等に関する基準や定期点検の方法に関し、実態を踏まえた円滑な運用を図ることができるよう、具体的な運用の指針等について、至急検討、作成の上、地方自治体、事業者等の関係者に周知を図っていくことが必要であると考ええる。

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法について（案）

1 構造基準等

- 1) 法第 12 条の 4 の環境省令で定める基準（※有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設（以下、「有害物質使用特定施設等」という。）に係る構造、設備及び使用の方法に関する基準（構造基準等））については、以下の表 1－1 から表 6－1 及び表 7 の中欄に掲げるとおりとする。
- 2) 法の施行の際、現に設置されている有害物質使用特定施設等（設置の工事がなされているものを含む。）の構造基準等については、以下の表 1－2 から表 6－2 及び表 7 の中欄に掲げるとおりとする。

2 定期点検等

- 1) 法第 14 条第 5 項の規定による点検は、目視等（目視等による方法が困難であつて設備等を用いる場合を除く。以下、同じ。）により、以下の表 1－1 から表 6－1 及び表 7 の右欄に掲げる項目及び頻度で行うものとする。法の施行の際、現に設置されている施設（設置の工事がなされているものを含む。）の点検については、目視等により、以下の表 1－2 から表 6－2 及び表 7 の右欄に掲げる項目及び頻度で行うものとする。
- 2) 1) の点検により、有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい又は地下への浸透（以下「漏えい等」という。）が確認された場合には、直ちに補修等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3) 1) の点検を行ったときは、次の事項を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。
- ①点検を行った有害物質使用特定施設等
 - ②点検の方法及び結果
 - ③点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、当該措置の内容
 - ④点検実施年月日
 - ⑤点検実施責任者及び点検を実施した者の氏名
- 4) 1) の点検によらず有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい等が確認された場合には、その内容及び対応結果を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。

（参考）

表 1－1 床面及び周囲	表 1－2 床面及び周囲（既設）	表 5－1 排水溝等	表 5－2 排水溝等（既設）
表 2－1 施設本体	表 2－2 施設本体（既設）	表 6－1 地下貯蔵施設	表 6－2 地下貯蔵施設（既設）
表 3－1 配管等（地上配管）	表 3－2 配管等（地上配管）（既設）	表 7 使用の方法	
表 4－1 配管等（地下配管）	表 4－2 配管等（地下配管）（既設）		

表 1－1 床面及び周囲

	構造及び設備に関する基準	定期点検の方法															
新設 基準 A 基準	1 床面及び周囲の構造 1) 有害物質使用特定施設等の設置場所の床面及び周囲は、次の①から④のいずれにも適合すること、又は⑤に適合することにより、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止できる材質及び構造とすること。 ① 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透材料による構造とすること。 ② 床面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 ③ 周囲は、有害物質を含む水の流出を防止することのできる防液堤、側溝（流出防止溝）、ためます（受槽）若しくはステンレス鋼の受け皿（以下、「防液堤等」という。）、又はこれらと同等以上の機能を有するものを設置すること ④ ③の防液堤等は、想定される流出量分の有害物質を含む水の流出を防止できる容量を確保すること。 ⑤ ①～④と同等以上の措置が講じられていること。 ただし、 ①有害物質使用特定施設等の設置場所の床の下構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを床の下から目視で容易に確認できるものである場合には上記①から⑤は適用しない。 ②有害物質使用特定施設等に付帯する配管等（有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が流れる配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等を含む。以下「配管等」という。）であって、床面から離して設置されている場合、その設置場所の床面及び周囲（有害物質使用特定施設等の設置場所の周囲を除く。）には上記①から⑤は適用しない。	1 床面及び周囲の構造に係る点検 1) 「1 床面及び周囲の構造」の1)の①～④に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td><td>1年に1回以上</td></tr> <tr> <td>②</td><td>防液堤等のひび割れ等の異常の有無</td><td>1年に1回以上</td></tr> </table> なお、「1 床面及び周囲の構造」の1)の③において、同等以上の機能を有するものを設置する場合は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>措置に応じた定期点検の項目</td><td>点検項目に応じた頻度</td></tr> </table> 2) 「1 床面及び周囲の構造」の1)の⑤に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>措置に応じた定期点検の項目</td><td>点検項目に応じた頻度</td></tr> </table> 3) 「1 床面及び周囲の構造」の1)のただし書きの①の場合は次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>床面のひび割れ等の異常の有無</td><td>1月に1回以上</td></tr> </table>	①	床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	②	防液堤等のひび割れ等の異常の有無	1年に1回以上	①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度	①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度	①	床面のひび割れ等の異常の有無	1月に1回以上
①	床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上															
②	防液堤等のひび割れ等の異常の有無	1年に1回以上															
①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度															
①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度															
①	床面のひび割れ等の異常の有無	1月に1回以上															

表 1－2 床面及び周囲（既設）

既設基準	1 既設 床面及び周囲の構造	1 既設 床面及び周囲の構造に係る点検											
A 基準	1) 既設の有害物質使用特定施設等の設置場所の床面及び周囲は、次の各号のいずれかによること。 ①「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合すること。	1) 「1 既設 床面及び周囲の構造」の 1) の①に係る点検は、「1 床面及び周囲の構造に係る点検」による。											
B 基準	②次の表のイに掲げる要件のいずれかに該当する場合には、ロに掲げる基準の(1)及び(2)又は(1)及び(3)のいずれかの要件に適合すること。	2) 「1 既設 床面及び周囲の構造」の 1) の②に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。											
	<table><tr><td>イ</td><td>(1) 有害物質使用特定施設等に係る施設本体が床面に接して設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合 (2) 施設本体が床面及び壁面に接して設置され、施設本体の下部及び壁面に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面及び壁面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合 (3) 施設本体が地下室に設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合</td></tr><tr><td>ロ</td><td>(1) 施設本体の底面に接する面以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準 (2) 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置など、漏えい等を確認できる構造とすること。 (3) (2) と同等以上の措置が講じられていること。</td></tr></table>	イ	(1) 有害物質使用特定施設等に係る施設本体が床面に接して設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合 (2) 施設本体が床面及び壁面に接して設置され、施設本体の下部及び壁面に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面及び壁面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合 (3) 施設本体が地下室に設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合	ロ	(1) 施設本体の底面に接する面以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準 (2) 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置など、漏えい等を確認できる構造とすること。 (3) (2) と同等以上の措置が講じられていること。	<table><tr><td>①</td><td>床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td><td>1 年に 1 回以上</td></tr><tr><td>②</td><td>施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>1 月に 1 回以上</td></tr></table> ただし、上記 2) の②と同等以上の点検項目及び頻度と認められる点検を行う場合には、この限りではない。		①	床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1 年に 1 回以上	②	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1 月に 1 回以上
イ	(1) 有害物質使用特定施設等に係る施設本体が床面に接して設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合 (2) 施設本体が床面及び壁面に接して設置され、施設本体の下部及び壁面に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面及び壁面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合 (3) 施設本体が地下室に設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しない場合												
ロ	(1) 施設本体の底面に接する面以外の床面及び周囲について、「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準 (2) 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置など、漏えい等を確認できる構造とすること。 (3) (2) と同等以上の措置が講じられていること。												
①	床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1 年に 1 回以上											
②	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1 月に 1 回以上											
C 基準	2) この省令の施行の日から起算して 3 年を経過する日までの間は、上記 1) の基準に適合していない場合は、「1 既設 床面及び周囲の構造に係る点検」の 3) に定める点検を行わなければならない。	3) 「1 既設 床面及び周囲の構造」の 2) に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。											
		<table><tr><td>①</td><td>床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td><td>1 月に 1 回以上</td></tr></table>		①	床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1 月に 1 回以上							
①	床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1 月に 1 回以上											

※地下貯蔵施設については、表 1－1 又は表 1－2 にはならず、表 6－1 又は表 6－2 による。

表 2－1 施設本体

新設 基準 A 基準	2 施設本体 ※規定せず	2 施設本体に係る点検 1) 施設本体に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。						
		<table> <tr> <td>①</td><td>施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無</td><td>1年に1回以上</td></tr> <tr> <td>②</td><td>施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>1年に1回以上</td></tr> </table>	①	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上	②	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
①	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上						
②	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上						

表 2－2 施設本体（既設）

既設 基準 A 基準 B 基準	2既設 施設本体 ※規定せず	2既設 施設本体に係る点検 ※「2 施設本体に係る点検」と同じ。
C 基準	※規定せず	※「2 施設本体に係る点検」と同じ。

※地下貯蔵施設については、表 2－1 又は表 2－2 にはよらず、表 6－1 又は表 6－2 による。

表 3－1 施設本体に付帯する配管等（地上配管）

新設 基準 A 基準	3 配管等（地上配管） 1）有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等を地上に設置する場合は、次の各号のいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の漏えいを防止できる材質及び構造とするか、又は漏えいがあった場合に漏えいを確認できる構造とすること。 ① 次のいずれの要件にも適合することにより、有害物質を含む水の漏えいを防止できる材質及び構造とすること。 イ 有害物質を含む水の漏えいを防止できる強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 配管の外表面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること（ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない）。 ② 有害物質を含む水の漏えいを目視で容易に確認できるよう床面から離して設置すること。	3 配管等（地上配管）に係る点検 1）「3 配管等（地上配管）」の 1）に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1218 304 2107 429"> <tr> <td data-bbox="1218 304 1272 344">①</td><td data-bbox="1272 304 1798 344">配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td><td data-bbox="1798 304 2107 344">1 年に 1 回以上</td></tr> <tr> <td data-bbox="1218 344 1272 429">②</td><td data-bbox="1272 344 1798 429">配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td data-bbox="1798 344 2107 429">1 年に 1 回以上</td></tr> </table>	①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1 年に 1 回以上	②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1 年に 1 回以上
①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1 年に 1 回以上						
②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1 年に 1 回以上						

表 3-2 施設本体に付帯する配管等（既設地上配管）

既設 基準 A 基準 B 基準	3既設 配管等（地上配管） 1）既設の有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等であつて、地上に設置する場合には、次の各号のいずれかによること。 ①「3 配管等（地上配管）」の1）の①に規定する基準に適合すること。 ②原則として有害物質を含む水の漏えいが目視で確認できるように設置してあること。	3既設 配管等（地上配管）に係る点検 1）「3既設 配管等（地上配管）」の1）の①に係る点検は、「3 配管等（地上配管）に係る点検」による。 2）「3既設 配管等（地上配管）」の1）の②に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1216 467 2107 592"> <tr> <td>①</td><td>配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td><td>6月に1回以上</td></tr> <tr> <td>②</td><td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>6月に1回以上</td></tr> </table>	①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上	②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上						
②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上						
C 基準	2）この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1）の基準に適合していない場合は、「3既設 配管等（地上配管）に係る点検」の3）に基づく点検を行わなければならない。	3）「3既設 配管等（地上配管）」の2）に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1216 699 2107 823"> <tr> <td>①</td><td>配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td><td>6月に1回以上</td></tr> <tr> <td>②</td><td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>6月に1回以上</td></tr> </table>	①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上	②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上
①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上						
②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上						

表4-1 施設本体に付帯する配管等（地下配管）

新設 基準 A 基準	4 配管等（地下配管） 1) 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等を地下に設置する場合は、次の①、②、②及び③、又は④のいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とするか、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できる構造とすること。 ① 次の要件のうち、イからハのいずれにも、又はイ及びニに適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること。（※トレンチ内に設置の場合） イ トレンチ（細長い溝）の中に設置し、配管等からの有害物質を含む水の漏えいを確認できる構造とすること。 ロ トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透材料によること。 ハ トレンチの底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 ニ ロ及びハと同等以上の措置が講じられていること。 ② 次の要件のいずれにも適合すること。（※地下に埋設する場合） イ 有害物質を含む水の漏えいを防止できる強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 配管の外表面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること（ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない）。 ③ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配	4 配管等（地下配管）に係る点検 2) 「4 配管等（地下配管）」の1)の①のイからハのいずれの要件にも適合する場合の点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1216 464 2101 671"> <tr> <td>①</td><td>配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td><td>1年に1回以上</td></tr> <tr> <td>②</td><td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>1年に1回以上</td></tr> <tr> <td>③</td><td>トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td><td>1年に1回以上</td></tr> </table> 3) 「4 配管等（地下配管）」の1)の①のイ及びニの要件に適合する場合の点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1216 751 2101 914"> <tr> <td>①</td><td>配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td><td>1年に1回以上</td></tr> <tr> <td>②</td><td>「4 配管等（地下配管）」の1)の①のニの要件に係る措置に応じた定期点検の項目</td><td>点検項目に応じた頻度</td></tr> </table> 4) 「4 配管等（地下配管）」の1)の②に適合する場合（②及び③に適合する場合を除く。）の点検は、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1216 1074 2101 1321"> <tr> <td>①</td><td>配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検</td><td>1年に1回以上</td></tr> <tr> <td>②</td><td>その他①と同等以上に有害物質を含む水の漏えいを確認できる方法による点検</td><td>点検項目に応じた頻度</td></tr> </table> 5) 「4 配管等（地下配管）」の1)の②及び③に適合する場合の点検は、	①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上	②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上	③	トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上	②	「4 配管等（地下配管）」の1)の①のニの要件に係る措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度	①	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	1年に1回以上	②	その他①と同等以上に有害物質を含む水の漏えいを確認できる方法による点検	点検項目に応じた頻度
①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上																					
②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上																					
③	トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上																					
①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	1年に1回以上																					
②	「4 配管等（地下配管）」の1)の①のニの要件に係る措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度																					
①	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	1年に1回以上																					
②	その他①と同等以上に有害物質を含む水の漏えいを確認できる方法による点検	点検項目に応じた頻度																					

	置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の配置など、漏えい等を確認できる設備を設けること。 ④ その他の①、②、又は②及び③のいずれかと同等以上に有害物質を含む水の漏えい等を防止できる措置を講ずること。	次の①又は②、及び③に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1218 185 2105 391"> <tr> <td>①</td><td>上記４）の①の検査</td><td>３年に１回以上</td></tr> <tr> <td>②</td><td>その他①と同等以上に有害物質を含む水の漏えいを確認できる方法による点検</td><td>点検項目に応じた頻度</td></tr> <tr> <td>③</td><td>地下配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>１週間に１回以上</td></tr> </table> ６）「４ 配管等（地下配管）」の④に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1218 512 2105 553"> <tr> <td>①</td><td>措置に応じた定期点検の項目</td><td>点検項目に応じた頻度</td></tr> </table>	①	上記４）の①の検査	３年に１回以上	②	その他①と同等以上に有害物質を含む水の漏えいを確認できる方法による点検	点検項目に応じた頻度	③	地下配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	１週間に１回以上	①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
①	上記４）の①の検査	３年に１回以上												
②	その他①と同等以上に有害物質を含む水の漏えいを確認できる方法による点検	点検項目に応じた頻度												
③	地下配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	１週間に１回以上												
①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度												

表4-2 施設本体に付帯する配管等（既設地下配管）

既設基準 A基準 B基準	4既設 配管等（地下配管） 1）既設の有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する配管等であって、地下に設置する場合には、次の各号のいずれかに適合すること。 ①「4 配管等（地下配管）」の1）の②に規定する基準に適合すること。 ②トレンチ中に設置し、漏えいを確認できる構造としてあること。 ③「4 配管等（地下配管）」の1）の③によること。 （再掲） ③ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の配置など、漏えい等を確認できる設備を設けること。 ④その他の②又は③と同等以上に有害物質を含む水の漏えい等を防止できる措置を講ずること。	4既設 配管等（地下配管）に係る点検 1）「4既設 配管等（地下配管）」の1）の①に係る点検は「4 配管等（地下配管）に係る点検」による。 2）「4既設 配管等（地下配管）」の1）の②に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1218 507 2107 711"> <tr> <td>①</td><td>配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td><td>6月に1回以上</td></tr> <tr> <td>②</td><td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>6月に1回以上</td></tr> <tr> <td>③</td><td>トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無</td><td>6月に1回以上</td></tr> </table> 3）「4既設 配管等（地下配管）」の1）の③に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1218 831 2107 914"> <tr> <td>①</td><td>配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>1週間に1回以上</td></tr> </table> 4）「4既設 配管等（地下配管）」の1）の④に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1218 1074 2107 1118"> <tr> <td>①</td><td>措置に応じた定期点検の項目</td><td>点検項目に応じた頻度</td></tr> </table>	①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上	②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上	③	トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無	6月に1回以上	①	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1週間に1回以上	①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
①	配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	6月に1回以上															
②	配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上															
③	トレンチの側面、底面のひび割れ等の異常の有無	6月に1回以上															
①	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1週間に1回以上															
①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度															
C基準	2）この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1）の基準に適合していない場合は、「4既設 配管等（地下配管）に係る点検」の5）に基づく点検を行わなければならない。	5）「4既設 配管等（地下配管）」の2）に係る点検は、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1218 1230 2107 1390"> <tr> <td>①</td><td>配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検</td><td>1年に1回以上</td></tr> </table>	①	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	1年に1回以上												
①	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	1年に1回以上															

		②	その他①と同等以上に有害物質を含む水の漏えいが確認できる方法による点検	点検項目に応じた頻度
--	--	---	-------------------------------------	------------

表5-1 排水溝等

新設 基準 A 基準	5 排水溝等 1) 有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水系統の設備（以下、「排水溝等」という。）は、次の①、①及び②、又は③のいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の地下への浸透を防止することができる材質及び構造とするか、又は地下への浸透があった場合に地下への浸透を確認できる構造とすること。 ① 次の要件のいずれにも適合すること。 イ 有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、耐性（耐薬品性）及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。 ② 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の配置など、地下への浸透を確認できる設備を設けること。 ③ その他の①又は②と同等以上に排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる措置を講ずること。	5 排水溝等に係る点検 1) 「5 排水溝等」の1)の①の基準に適合する場合の点検（①及び②の基準に適合する場合を除く。）は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1218 507 2101 588"> <tr> <td>①</td><td>排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td><td>1年に1回以上</td></tr> </table> 2) 「5 排水溝等」の1)の①及び②の基準に適合する場合の点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1218 750 2101 873"> <tr> <td>①</td><td>上記1)の点検</td><td>3年に1回以上</td></tr> <tr> <td>②</td><td>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td><td>1週間に1回以上</td></tr> </table> 3) 「5 排水溝等」の1)の③に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1218 995 2101 1035"> <tr> <td>①</td><td>措置に応じた定期点検の項目</td><td>点検項目に応じた頻度</td></tr> </table>	①	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上	①	上記1)の点検	3年に1回以上	②	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1週間に1回以上	①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
①	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1年に1回以上												
①	上記1)の点検	3年に1回以上												
②	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1週間に1回以上												
①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度												

表5-2 排水溝等（既設）

既設 基準 A 基準 B 基準	5既設 排水溝等 1) 既設の有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する排水溝等の構造は、次の①、②、又は③のいずれかに適合すること。 ① 「5 排水溝等」に規定する基準に適合すること。 ② 「5 排水溝等」の1)の②に適合すること。 (再掲) ② 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量の変動を計測するための設備の配置など、地下への浸透を確認できる設備を設けること。 ③ その他の②と同等以上に排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を防止できる措置を講ずること。	5既設 排水溝等に係る点検 1) 「5既設 排水溝等」の1)の①に係る点検は「5 排水溝等に係る点検」による。 2) 「5既設 排水溝等」の1)の②に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1218 507 2107 671"> <tr> <td>①</td><td>排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td><td>6月に1回以上</td></tr> <tr> <td>②</td><td>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td><td>1週間に1回以上</td></tr> </table> 3) 「5既設 排水溝等」の1)の③に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1218 791 2107 834"> <tr> <td>①</td><td>措置に応じた定期点検の項目</td><td>点検項目に応じた頻度</td></tr> </table>	①	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	6月に1回以上	②	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1週間に1回以上	①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
①	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	6月に1回以上									
②	排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	1週間に1回以上									
①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度									
C 基準	2) この省令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、上記1)の基準に適合していない場合は、「5既設 排水溝等に係る点検」の4)に基づく点検を行わなければならない。	4) 「5既設 排水溝等」の2)に係る点検は、次の①及び②、又は③に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1218 951 2107 1235"> <tr> <td>①</td><td>排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無</td><td>1月に1回以上</td></tr> <tr> <td>②</td><td>排水溝等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の排水溝等からの地下への浸透の点検</td><td>1年に1回以上</td></tr> <tr> <td>③</td><td>その他①及び②と同等以上の定期点検の項目</td><td>点検項目に応じた頻度</td></tr> </table>	①	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1月に1回以上	②	排水溝等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の排水溝等からの地下への浸透の点検	1年に1回以上	③	その他①及び②と同等以上の定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
①	排水溝等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無	1月に1回以上									
②	排水溝等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の排水溝等からの地下への浸透の点検	1年に1回以上									
③	その他①及び②と同等以上の定期点検の項目	点検項目に応じた頻度									

表6-1 地下貯蔵施設

新設基準 A 基準	6 地下貯蔵施設 1) 地下貯蔵施設本体及び付帯する配管等のうち、地下貯蔵施設本体は、次の①及び②、①から③のいずれにも、又は④のいずれかに適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること、又は漏えい等があった場合に漏えい等を確認できる構造とすること。 ① 地下貯蔵施設本体は、次の各号に適合することにより、有害物質を含む水の漏えい等を防止できる材質及び構造とすること。 イ 貯蔵施設本体は、地下室内に設置する構造、二重殻構造又はその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質とすること。 ロ 貯蔵施設本体の外面は、原則として腐食を防止する方法により保護すること（ただし、設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りではない）。 ② 有害物質を含む水の量を表示する装置を設けること。 ③ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量又は貯蔵量の変動を計測するための設備の配置など、漏えい等を確認できる設備を設けること。 ④ その他①及び②、又は①から③のいずれにもと同等以上に漏えい等が防止できる措置を講ずること。 2) 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3 配管等（地上配管）」又は「4 配管等（地下配管）」によること。	6 地下貯蔵施設に係る点検 1) 「6 地下貯蔵施設」の1)の①及び②の基準に適合する場合（①から③のいずれにも適合する場合を除く。）には、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1220 507 2105 750"> <tr> <td>①</td><td>地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本体からの漏えいの点検</td><td>1年1回以上</td></tr> <tr> <td>②</td><td>その他①と同等以上に有害物質を含む水の漏えいを確認できる方法による点検</td><td>点検項目に応じた頻度</td></tr> </table> 2) 「6 地下貯蔵施設」の1)の①から③のいずれにも基準に適合する場合には、次の①又は②、及び③に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1220 829 2105 1037"> <tr> <td>①</td><td>上記1)の点検</td><td>3年に1回以上</td></tr> <tr> <td>②</td><td>その他①と同等以上に有害物質を含む水の漏えいを確認できる方法による点検</td><td>点検項目に応じた頻度</td></tr> <tr> <td>③</td><td>地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>1週に1回以上</td></tr> </table> 3) 「6 地下貯蔵施設」の1)の④に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table border="1" data-bbox="1220 1157 2105 1204"> <tr> <td>①</td><td>措置に応じた定期点検の項目</td><td>点検項目に応じた頻度</td></tr> </table> 4) 「6 地下貯蔵施設」の2)に係る点検は、「3 配管等（地上配管）」に係る点検又は「4 配管等（地下配管）」に係る点検によること。	①	地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本体からの漏えいの点検	1年1回以上	②	その他①と同等以上に有害物質を含む水の漏えいを確認できる方法による点検	点検項目に応じた頻度	①	上記1)の点検	3年に1回以上	②	その他①と同等以上に有害物質を含む水の漏えいを確認できる方法による点検	点検項目に応じた頻度	③	地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1週に1回以上	①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度
①	地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設本体からの漏えいの点検	1年1回以上																		
②	その他①と同等以上に有害物質を含む水の漏えいを確認できる方法による点検	点検項目に応じた頻度																		
①	上記1)の点検	3年に1回以上																		
②	その他①と同等以上に有害物質を含む水の漏えいを確認できる方法による点検	点検項目に応じた頻度																		
③	地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1週に1回以上																		
①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度																		

表6－2 地下貯蔵設備等（既設）

既設 基準	6既設 地下貯蔵施設	6既設 地下貯蔵施設に係る点検											
	1) 既設の地下貯蔵施設のうち、地下貯蔵施設本体は、次の①から④のいずれかに適合すること。 ① 「6 地下貯蔵施設」に規定する基準に適合すること。 ② 「6 地下貯蔵施設」の1)の要件のうち、②及び③の要件に適合すること。 (再掲) ② 有害物質を含む水の量を表示する装置を設けること。 ③ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための設備の適切な配置、有害物質を含む水の流量又は貯蔵量の変動を計測するための設備の配置など、漏えい等を確認できる設備を設けること。 ③ 次の要件に適合すること。 イ 「6 地下貯蔵施設」の1)の要件のうち、②の要件に適合すること。 ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止することを目的として、貯蔵設備の内面ライニングを行うこと。 ④ その他の②又は③と同等以上に有害物質を含む水の漏えい等を防止できる措置を講ずること。	1) 「6既設 地下貯蔵施設」の1)の①に係る点検は、「6 地下貯蔵施設に係る点検」による。 2) 「6既設 地下貯蔵施設」の1)の②に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table><tr><td>①</td><td>地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>1週に1回以上</td></tr></table> 3) 「6既設 地下貯蔵施設」の1)の③に係る点検は、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。 <table><tr><td>①</td><td>地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設からの漏えいの点検</td><td>1年に1回以上</td></tr><tr><td>②</td><td>その他①と同等以上に有害物質を含む水の漏えいが確認できる方法による点検</td><td>点検項目に応じた頻度</td></tr></table> 4) 「6既設 地下貯蔵施設」の1)の④に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table><tr><td>①</td><td>措置に応じた定期点検の項目</td><td>点検項目に応じた頻度</td></tr></table>	①	地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1週に1回以上	①	地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設からの漏えいの点検	1年に1回以上	②	その他①と同等以上に有害物質を含む水の漏えいが確認できる方法による点検	点検項目に応じた頻度	①	措置に応じた定期点検の項目
①	地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1週に1回以上											
①	地下貯蔵施設本体の内部の気体の圧力の変動又は地下貯蔵施設本体内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の地下貯蔵施設からの漏えいの点検	1年に1回以上											
②	その他①と同等以上に有害物質を含む水の漏えいが確認できる方法による点検	点検項目に応じた頻度											
①	措置に応じた定期点検の項目	点検項目に応じた頻度											
A 基準													
B 基準													
	2) 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3既設 配管等（地上配管）」又は「4既設 配管等（地下配管）」によること。	5) 「6既設 地下貯蔵施設」の2)に係る点検は、「3既設 配管等（地上配管）」に係る点検又は「4既設 配管等（地下配管）」に係る点検によること。											

C 基準	3) この省令の施行の日から起算して 3 年を経過する日までの間は、上記 1) の基準に適合していない場合は、「6 既設 地下貯蔵施設に係る点検」の 6) に基づく点検を行わなければならない。	6) 「6 既設 地下貯蔵施設」の 3) に係る点検は、次の各号のいずれかに掲げる項目及び頻度で行う。	
		① 上記 3) の点検	1 年に 1 回以上
	4) 地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「3 既設 配管等（地上配管）」又は「4 既設 配管等（地下配管）」によること。	② その他①と同等以上に有害物質を含む水の漏えいが確認できる方法による点検	点検項目に応じた頻度
		7) 「6 既設 地下貯蔵施設」の 4) に係る点検は、「3 既設 配管等（地上配管）」に係る点検又は「4 既設 配管等（地下配管）」に係る点検によること。	

表7 使用の方法

	使用の方法に関する基準	定期点検の方法				
新設基準 A基準 及び 既設基準 A基準 及び B基準	7 使用の方法 1) 有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転は、有害物質が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないよう、次の方法で行うこと。 ① 有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行うこと。 ② 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の適正な運転を行うこと。 ③ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は環境保全上支障のないよう適切に処理すること。 2) 有害物質使用特定施設等の使用の方法（上記1）に係るものに限る。）に関する管理要領が明確に定められていること。	7 使用の方法に係る点検 1) 「7 使用の方法」に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table><tr><td>①</td><td>使用の方法に関する管理要領からの逸脱及びそれに伴う飛散、浸透、流出の有無</td><td>使用の方法に関する管理要領に基づき設定</td></tr></table>		①	使用の方法に関する管理要領からの逸脱及びそれに伴う飛散、浸透、流出の有無	使用の方法に関する管理要領に基づき設定
①	使用の方法に関する管理要領からの逸脱及びそれに伴う飛散、浸透、流出の有無	使用の方法に関する管理要領に基づき設定				
既 設基準 （ 施行後 3 年 まで） C基準	3) この省令の施行の日から起算して 3 年を経過する日までの間は、上記1）及び2）の基準に適合していない場合は、「6 使用の方法に係る点検」の2）に基づく点検を行わなければならない。	2) 「7 使用の方法」の3）に係る点検は、次の各号に掲げる項目及び頻度で行う。 <table><tr><td>①</td><td>有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転に伴う飛散、浸透、流出の有無</td><td>1年に1回以上</td></tr></table>		①	有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転に伴う飛散、浸透、流出の有無	1年に1回以上
①	有害物質使用特定施設等に係る作業及び運転に伴う飛散、浸透、流出の有無	1年に1回以上				